

(参考) リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返）	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分（＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分（＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要 注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	引当カバー部分はⅠ分類。担保のカバー状況は分類において勘案される。

自己査定、再生法開示及びリスク管理債権の関係

自己査定の債務者区分及び債権分類	再生法開示	リスク管理債権	(未収利息不計上貸出金の範囲の拡大を行った金融機関)
対象債権 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類	貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返	貸出金	貸出金
破綻先債務者 実質破綻先債務者 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権 延滞債権	破綻先債権 延滞債権
破綻懸念先債務者 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類	危険債権	延滞債権 3カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	延滞債権
要注意先債務者 (うち要管理先債務者) 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類	要管理債権	3カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	3カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
(うち要管理先債務者以外) 正常先債務者 第Ⅰ分類			

リスク管理債権の定義

(1) 破綻先債権

未収利息不計上貸出金（注1）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由（注2）又は同項第4号に規定する事由が生じているもの

（注1）元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。）

（注2）更生手続開始、民事再生手続開始、破産、整理開始又は特別清算開始の申立て等の事由

(2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもの

(3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（（1）、（2）及び（3）に掲げるものを除く。）

金融再生法に基づく資産の査定の定義

(1) 破産更生債権及びこれらの準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

(3) 要管理債権

3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

(4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績が特に問題のないものとして、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権

自己査定 of 債務者区分及び債権分類の定義

(1) 債務者区分

① 破綻先

⇒法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、再生手続、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者

② 実質破綻先

⇒法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

③ 破綻懸念先

⇒現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

④ 要注意先

⇒金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者などの今後の管理に注意を要する先

⑤ 正常先

⇒業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

(2) 債権分類

・ I 分類

⇒II 分類、III 分類及びIV 分類としない資産

・ II 分類

⇒債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の数合いを超える危険を含むと認められ、個別に適切なリスク管理を必要とすると判断される債権等の資産

・ III 分類

⇒最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失発生時、その損失額について合理的な推計が困難な資産

・ IV 分類

⇒回収不可能又は無価値と判定される資産

自己査定における債権分類基準

		← 回収の可能性 →				
		高い			低い	
債務者区分	担保などの分類	（保証協会などの保証） 優良保証	（預金・国債などの担保） 優良担保	一般担保（不動産担保等）		担保なし
				相当額の見込額 % （処分可能の見込額） （評価額）	相当額の見込額 % （見込額との差額） （評価額との差額）	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I		II	III	IV
	実質破綻先	I		II	III	IV
	破綻懸念先	I		II	III	III
	要管理先	I		II	II	II
	要注意先	I		II	II	II
	正常先	I		I	I	I

IV（第4分類）:回収不能債権

III（第3分類）:回収に重大な懸念のある債権

II（第2分類）:回収に注意を要する債権

I（第1分類）:正常債権

破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先

要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

12 年 9 月期における全国銀行のリスク管理債権等の状況のポイント

1. リスク管理債権等の状況（表 1、表 2）

(1) 12 年 9 月末の全国銀行のリスク管理債権の総額は、31.8 兆円。日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）を除いたベースでは 31.1 兆円であり、12 年 3 月末の 30.4 兆円に比べほぼ横這い。

(2) 12 年 9 月末の全国銀行の金融再生法開示債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」の合計）の総額は、32.9 兆円。日本債券信用銀行を除いたベースでは 32.1 兆円であり、12 年 3 月末の 31.8 兆円に比べほぼ横這い。

(3) リスク管理債権等については、各金融機関において債務者区分に応じて必要な引当等の処理が行われている。

2. 個別貸倒引当金の状況（表 3）

12 年 9 月末の全国銀行の個別貸倒引当金の残高は、12 年 3 月末の 8.4 兆円から 7.7 兆円（日本債券信用銀行を除く）に減少。

これは、回収リスクの相対的に大きな債権のオフバランス化が進んだこと等によるものと考えられる。

3. 不良債権処分損の状況（表 4）

全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に必要な経費）は、11 年 3 月期をピークに大幅に減少し、12 年 9 月期では、2.3 兆円となっている。

連絡・問い合わせ先
金融庁監督局総務課
TEL 03-3506-6000 照内（内線 3733）
鈴木（内線 3311）

12年9月期におけるリスク管理債権等の状況

(表1) リスク管理債権の状況

	12年3月末	12年9月末
・ 全国銀行	(30.4 兆円) (注1)	31.8 兆円 (31.1 兆円)
(注1) () 内は、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を除く計数。以下同じ。		
・ 主要行	(19.8 兆円)	19.3 兆円 (18.5 兆円)
・ 地銀・第二地銀	10.6 兆円	12.5 兆円

(表2) 金融再生法開示債権(注2)の状況

	12年3月末	12年9月末
・ 全国銀行	(31.8 兆円)	32.9 兆円 (32.1 兆円)
・ 主要行	(20.4 兆円)	19.9 兆円 (19.1 兆円)
・ 地銀・第二地銀	11.4 兆円	13.0 兆円

(注2) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計。

(表3) 個別貸倒引当金の状況

	12年3月末	12年9月末
・ 全国銀行	(8.4 兆円)	7.9 兆円 (7.7 兆円)
・ 主要行	(5.0 兆円)	4.6 兆円 (4.4 兆円)
・ 地銀・第二地銀	3.4 兆円	3.3 兆円

(表4) 全国銀行の不良債権処分損の状況

(単位:億円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度 中間期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)
共同債権買取機構への売却損	2,191	18,546	21,025	25,261 (21,316)	11,330 (9,710)	10,434 (9,206)	3,590 (3,385)	2,783 (2,718)	566 (533)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)
リスク管理債権	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)

(注) 1.6年度以前は、都銀、長信銀、信託の主要行のみの計数。なお、7年度以降の()内の計数は主要行のみの計数。

2.9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにか、福德、みどりの各行を含まず、10年度以降には、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は10年度に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は10、11年度に含まれない。

3.貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

4.直接償却等は、貸出金償却、債権売却損、支援損等の合計額。ただし、6年度以前は、貸出金償却及び共同債権買取機構への売却損の合計額。

5.リスク管理債権の金額については、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額であり、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額としている。

(表1の参考計数) 預金取扱金融機関のリスク管理債権の状況(平成12年9月期)

(単位:億円)

	機関数	総資産		リスク管理債権					貸倒引当金		業務純益		有価証券 含み損益 (日経平均 15,747円)
		貸出金		破綻先債権	延滞債権	3カ月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権	個別貸倒引 当金	過去5年 間平均	12年9月 期			
都市銀行	9	3,930,890	2,386,820	118,830 (124,590)	10,270 (10,930)	79,330 (84,380)	5,490 (5,950)	23,740 (23,330)	49,110	29,210	24,480	12,610	22,130
長期信用銀行	3	550,400	326,250	39,500 (39,590)	7,870 (7,870)	14,350 (14,410)	530 (540)	16,750 (16,770)	17,640	10,460	4,110	2,340	-210
信託銀行	6	627,780	440,680	34,590 (34,150)	4,770 (4,810)	21,050 (20,440)	710 (780)	8,060 (8,120)	10,380	6,500	6,710	1,760	3,440
主要行等計	18	5,109,070	3,153,750	192,920 (198,330)	22,910 (23,610)	114,730 (119,230)	6,730 (7,270)	48,550 (48,220)	77,130	46,170	35,300	16,710	25,360
地方銀行協会加盟行	64	2,023,480	1,349,540	92,040 (94,630)	12,020 (12,900)	48,940 (50,790)	1,800 (1,870)	29,280 (29,070)	33,670	24,580	12,490	6,470	23,290
第二地方銀行協会加盟行	54	601,180	436,400	33,230 (33,690)	5,290 (5,680)	17,960 (18,580)	590 (650)	9,390 (8,780)	11,480	8,710	4,270	1,790	1,150
地域銀行計	118	2,624,660	1,785,940	125,270 (128,320)	17,310 (18,580)	66,900 (69,370)	2,390 (2,520)	38,670 (37,850)	45,150	33,290	16,760	8,260	24,500
全国銀行計	136	7,733,730	4,939,690	318,190 (326,650)	40,220 (42,190)	181,630 (188,600)	9,120 (9,790)	87,220 (86,070)	122,280	79,460	52,060	24,970	49,860

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. 国民、幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行を除く。

3. 「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。

4. ()内の計数は、連結ベースのリスク管理債権の額。なお、安田信託、日本信託、わかしお、関西、みなとの各行については、親銀行の連結リスク管理債権の額から当該各行の連結リスク管理債権の額を差し引いている。

5. 一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が単体ベースで9兆3,440億円、連結ベースで11兆4,260億円である。

(表2の参考計表) 金融再生法に基づく資産査定等報告書の集計結果(平成12年9月期)

(単位:億円)

区分	機関数	破産更生債権及び	危険債権	要管理債権	小計	正常債権	合計
		これらに準ずる債権					
都市銀行	9	24,850	69,000	29,240	123,090	2,517,280	2,640,370
	(9)	(22,830)	(71,790)	(29,800)	(124,420)	(2,561,880)	(2,686,300)
長期信用銀行	3	11,940	11,290	17,280	40,510	332,500	373,010
	(2)	(8,190)	(14,040)	(16,620)	(38,850)	(301,660)	(340,510)
信託銀行	6	9,060	17,660	8,530	35,250	425,640	460,890
	(7)	(9,780)	(22,570)	(7,960)	(40,310)	(435,550)	(475,860)
主要行計	18	45,850	97,950	55,050	198,850	3,275,420	3,474,270
	(18)	(40,800)	(108,400)	(54,380)	(203,580)	(3,299,090)	(3,502,670)
地方銀行協会加盟行	64	28,720	39,740	26,810	95,270	1,298,530	1,393,800
	(64)	(25,240)	(39,140)	(17,310)	(81,690)	(1,308,210)	(1,389,900)
第二地方銀行協会加盟行	54	11,900	14,900	8,060	34,860	415,500	450,360
	(55)	(11,820)	(14,940)	(6,020)	(32,780)	(435,890)	(468,670)
地域銀行計	118	40,620	54,640	34,870	130,130	1,714,030	1,844,160
	(119)	(37,060)	(54,080)	(23,330)	(114,470)	(1,744,100)	(1,858,570)
全国銀行計	136	86,470	152,590	89,920	328,980	4,989,450	5,318,430
	(137)	(77,860)	(162,480)	(77,710)	(318,050)	(5,043,190)	(5,361,240)

(注1) 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

(注2) 幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行を除く。

(注3) 下段の括弧書きの計数は、平成12年3月期のもの(日本債券信用、国民、幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行を除いた計数)である。

(参考) 自己査定状況(平成12年9月期)

(単位:億円)

	総与信額				
	1分類	2分類	3分類	4分類	
都銀・長信銀・信託計	3,466,000	3,057,280	390,040	18,540	140
地方銀行協会加盟行	1,394,830	1,227,180	161,500	6,150	0
第二地方銀行協会加盟行	450,020	387,040	60,690	2,290	0
地域銀行計	1,844,850	1,614,220	222,190	8,440	0
全国銀行計	5,310,850	4,671,500	612,230	26,980	140

(注)1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2.総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返り、未收利息及び仮払金をいう。

3.幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行を除く。

債務者区分別債権額の状況

1. 主要16行(12年9月期)

(億円)

	I分類	II分類	III分類	IV分類	合計	
破綻先・実質破綻先	9,290	27,380	150	140	36,960	181,780
破綻懸念先	39,930	31,880	16,980	—	88,790	
要管理先	8,240	47,800	—	—	56,030	3,111,580
要管理先以外の要注意先	163,010	259,040	—	—	422,060	
正常先	2,689,520	—	—	—	2,689,520	
総与信額	2,971,270	368,310	17,180	140	3,356,900	

2. 全国銀行(12年9月期)

(億円)

	I分類	II分類	III分類	IV分類	合計	
破綻先・実質破綻先	36,900	49,480	170	140	86,690	354,440
破綻懸念先	69,610	55,590	26,760	—	151,960	
要管理先	19,630	96,160	—	—	115,790	4,856,430
要管理先以外の要注意先	347,090	408,750	—	—	755,840	
正常先	4,100,590	—	—	—	4,100,590	
総与信額	4,671,500	612,230	26,980	140	5,310,850	

3. 預金取扱金融機関(12年3月期)

(億円)

	I分類	II分類	III分類	IV分類	合計	
破綻先・実質破綻先	71,500	62,620	220	120	134,460	479,200
破綻懸念先	93,700	76,280	35,120	—	205,100	
要管理先	24,110	115,530	—	—	139,640	6,165,730
要管理先以外の要注意先	506,380	523,640	—	—	1,030,020	
正常先	5,135,710	—	—	—	5,135,710	
総与信額	5,915,650	782,200	35,410	120	6,733,380	

注1. 総与信額には、金融機関の管理上、正常先から破綻先に区分されない与信の額を含む。

注2. 要注意先は、「要管理先」と「要管理先以外の要注意先」に分かれている。